

# 大垣市一般廃棄物処理基本計画（変更素案）に対する パブリック・コメントの実施について

## 1 趣 旨

廃棄物処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき、「大垣市一般廃棄物処理基本計画」の改定を進めています。

ついては、計画の策定にあたり、市民の皆さんのご意見を反映させるために、「大垣市一般廃棄物処理基本計画（変更素案）」に対するパブリック・コメントを実施します。

## 2 意見を募集する政策等の名称 大垣市一般廃棄物処理基本計画（変更素案）

## 3 意見の募集期間 令和5年1月4日（水）～令和5年1月31日（火） ※必着

## 4 資料の閲覧方法

クリーンセンター、環境衛生課、市ホームページ、市政情報コーナー（市役所3階）、上石津・墨俣地域事務所、各市民サービスセンター、各地区センター

## 5 意見の提出方法及び提出先

次のいずれかの方法により、住所、氏名、連絡先を明記し、提出してください。

なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねます。あらかじめご了承ください。

- (1) 直接持参の場合 クリーンセンター（米野町）、環境衛生課（市役所2階）
- (2) 郵送の場合 〒503-0847 大垣市米野町3-1-1  
大垣市クリーンセンター 宛て
- (3) ファックスの場合 0584-89-6090
- (4) ホームページの場合 市ホームページのパブリック・コメント欄から入力し送信してください。

## 6 提出されたご意見の公表

お寄せいただいたご意見については、整理要約した上で公表する予定です。

このため、個々のご意見に対して個別に回答することはありませんので、あらかじめご了承ください。

なお、ご意見以外の内容を公開することはありません。